

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年10月14日

(1) 夏休みの課題について

映画「愛を乞うひと」より — 親と子の法律 —

● あらすじ

照恵は早くに夫を亡くし、高校生の娘の深草と2人で暮らしている。30年ぶりの異父弟との再会をきっかけに、照恵は幼い頃死に別れた父、陳文雄の遺骨を探す旅に出ることを決める。実は照恵には暗い過去があった。

ときは1950年代、敗戦後の混乱期にまでさかのぼる。照恵の母である豊子は台湾出身の陳と出会い、照恵が生まれた。しかし、陳は死を目前にして、照恵を連れ豊子のもとを去る。豊子は陳によって孤児院に預けられた娘を引き取り、その日から日々殴る蹴るの虐待を繰り返す。豊子は娘を、やっとつかんだ幸せの障害と考えていたのであった。そんな母親からの暴力にさいなまれた照恵は、仕事帰りのある日家をとびだしてしまう。

・・・時を重ね、自らも母親となった照恵は現在も生きている母・豊子に会いに行く決意をしたのだった。

○ 親権とは??

親と子とは血縁関係でいえば最も緊密な間柄であるといえる。映画「愛を乞うひと」も豊子と照恵、照恵と深草という2組の親子を軸に話が展開していく。そこで、親子関係を法律という側面から考えるのにかかせない「親権」について、まずみていきたいと思う。

生存権といったら人間らしく生きる権利、参政権といったら政治に参加する権利である。では親権つまり親である権利とは何を指すのであろうか。・・・親権は、親が子に対して行使する単なる権利とは意味が異なる。また、親権に「服する」という言い方をするけれども、権威的なものでもない。

<民法チェック①>

820条 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

親権とは、親が子を育て監護し、教育する権利と義務とが一緒になったある種の「役目」みたいなものだといえる。そして親権の内容は、民法ではさらに身上監護権と財産管理権の2つに分けられている。

(i) 身上監護権

身上監護権とは、子供が身体的・精神的に成長することを助ける役目のことをいう。例えば、子供が病気のとき手術するかどうか決めたり、子供が通う学校を一緒に決めたり、衣食住の世話をしたりするのもこの内に含まれる。

(ii) 財産管理権

親権者は自分の財産と同じくらい注意深く子の財産を管理し、子が成人したらスムーズに清算して、その財産を子に引き渡さなければいけない。例えばお年玉について考えてみよう。2歳や3歳の子供にお金の扱い方や価値がわかるはずもなく、もらってそのままほっといてしまえば、お金はくしゃくしゃにされてゴミ箱行き・・・というのもありえない話ではない。多くの親は子供にかわって、銀行や郵便局に子供の口座をつくり、お金を積み立てていく。子供に代わって財産を管理している好例である。

○ 子供を虐待する親にも親権はある??

・・・では、映画の話に戻ろう。「愛を乞うひと」において注目すべきはやはり、豊子の照恵に対する幼児虐待である。ストーリーの中で、照恵はどんなにひどいことをされても、それでも豊子に愛されたいと願い虐待にも耐えた。照恵は結局豊子のもとから逃げ出したが、照恵がもし逃げられない状況にあつたら彼女はずっと耐えなければならなかったのか。そもそも、照恵に虐待を繰り返した豊子に親権は認められるのか。そのあたりについて考えてみたいと思う。

<民法チェック②>

834条 父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる。

なぜ裁判所が出てくるのか。それは、虐待をしている親は自分の行為を虐待と認識していない場合が多く、第3者が介入しないと虐待が止まないことがあまりに多いからである。では、どのような場合に「親権喪失宣告」がなされるのか。法律では、親権者に対して必要な範囲内で子供を懲戒する権利（いわゆるしつけ。行儀が悪いといって手を叩いたりすることなど）を認めている。例えば映画の中で、豊子は照恵の髪をひっぱったり、殴る蹴るの暴行を繰り返しているが、この行為は明らかに懲戒権の濫用にあたるので、十分「親権喪失宣告」を受けうるのである。そして、もし豊子が親権を喪失したとすると、照恵の父である陳はすでに亡くなっているのだから、家庭裁判所が後見人を選び、後見人が親権者と同様に身上監護・財産管理を行うことになる。

<児童福祉法チェック①>

25条 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。・・・

このように実際は、照恵が虐待されている現場を目撃した者は福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないのである。また、もし豊子が照恵の施設引き取りなどの措置を拒否したとしても、家庭裁判所の許可を得れば措置を実行することは可能である。

また、児童相談所への虐待に関する相談の増加、問題の深刻化を受けて、平成12年に入って「児童虐待の防止等に関する法律」が制定された。映画において描かれている豊子の照恵に対する暴力なども、しつけだなどと虐待問題として表面化することはほとんどなかった。しかし、同法において

- ① 暴行・障害
- ② わいせつな行為
- ③ ネグレクト（食事を満足に与えないなどの行為）
- ④ 著しい心理的外傷（「あんたなんか生まれてこなきゃよかった！！」などの発言）

以上の4つが虐待と定義された。豊子の行為は法律に反する虐待行為なのである。「愛を乞うひと」に出てくるような虐待行為は何も映画に限ったことではないだろう。親権には教育をする権利だけでなく、義務の要素も含んでいることを今回調べて学んだ。自分が親になるとき、もう1度この映画を見たいと思う。

これにて、映画「愛を乞うひと」より ～親と子の法律～ は終了！（^◇^）

プレゼンの方法・内容について

（方法）

- ・映画の内容をみてない人が聞いていると、少し人間関係がわかりにくかったのではないかな。読んでない人のために一から説明すべきかどうか、どうすればよいのか。
- ・映画を選んだ動機などをプレゼンで追加して説明していたのがよかった。
- ・人にわかりやすく説明しようとしているのがよかった。難しい言葉を使わずに説明していた。
- ・プレゼンをやるたびに文章だと、目がいて話に集中できなくなる。
- ・課題提出用の文章なので、プレゼン用のレジュメのようなものがあるとよい。

（内容）

- ・親権という身近な問題から取り組んでおり、深く知らないことをきちんと調べている。民法とか専門的な法律について、具体的な例をあげながら説明していた。

（千葉先生の意見）

- ・日本人は人をけなさない、欠点を指摘しない。しかし、こうしたらよくなるという改善提案をした方がよい。
- ・「けなさない」「指摘しない」というのは、あまりよく話を聞いていない、すなわち、聞き流しているのではないかな？自分なりのチェックポイントをもって、聞くべきではないかな。

！プレゼンの方法！

(1) プレゼン用のレジュメが必要

(2) 読んでいるか、読んでいないかに関係なく、興味を引かれるような内容の説明をする

(3) レジュメの組み立て（＝プレゼンの組み立て）を考える。・・・まず、最初に、これから話す内容・この問題を扱う理由を説明する。

（次回の課題）

自分が取り上げたかった問題を書いた、プレゼン用のレジュメを作ってくる。